

木曾川右岸用土地改良区連合 職員採用試験案内

1. 職種、試験区分、受験資格及び採用予定人数

職種	試験区分	受験資格	採用 予定 人数
事務職	民間企業等 経験者	・昭和51年4月2日から平成8年4月 1日までに生まれた人 ・民間企業等での職務経験年数が5年以 上ある人	1人

※ 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 懲戒免職（懲戒解雇）等の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 受験資格に定める「職務経験」の取扱いについて

- 職務経験には、会社員、団体職員、公務員等としての勤務のほか、自営業者等としての事務経験、NPO等での活動経験を含みます。
- 会社員、団体職員、公務員等の職務経験については、雇用形態に関わらず1つの企業等に週30時間以上勤務した期間が該当します。また、自営業者等としての事業経験並びにNPO等での活動経験については、各経験で週30時間の実務をした期間が該当します。
- 職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り算入します。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれかの一つのみを算入します。）
- 休職期間（育児休業等）は、職務経験に含めません。

2. 募集職種の主な職務内容

- (1) 会計事務（複式簿記）処理の主担当
- (2) 通知文書等の作成及び発送業務
- (3) 職員の給与支給及び福利厚生に関する業務
- (4) その他事務局長が指示する業務

3. 受験手続

(1) 受付期間

令和7年9月16日(火) 午前8時30分～

10月3日(金) 午後5時15分

(2) 申込方法

- ① 土地改良区連合事務所等に備え付けの『職員採用試験申込書』を取り寄せ、受験者本人が記入(自筆)してください。

【土地改良区連合事務所所在地：美濃加茂市本郷町9丁目2番】

- ② 連合ホームページに掲載の『職員採用試験申込書』をダウンロードして記入する場合は、A4 両面印刷(長辺綴じ)にプリントアウトして記入してください。

【連合 HP <http://www.midorinetkisogawaugan.jp>】

- ③ 『職員採用試験申込書』の提出は、上記受付期間中(休日及び閉庁時間を除く)に受験者本人が連合窓口へ持参してください。なお、どうしても持参できない場合は、郵送等でも受付しますが、受付期間内に必着とします。

4. 試験日程及び試験内容

項目	書類選考	1次試験	2次試験
試験日	申込受付終了後	令和7年10月16日(木)	令和7年11月4日(火)
試験会場	—	土地改良区連合事務所 会議室	美濃加茂市東図書館 2階 会議室
試験内容	申込内容確認 及び審査	S P I 検査 (性格検査・能力検査)	個別面接

※ 試験日程及び試験内容は、予定のため変更となることがあります。

※ 書類選考通過者が1次試験受験者となり、1次試験通過者が2次試験受験者となります。

※ 1次試験で実施するS P I検査の性格検査は、質問に回答し、性格や人となりを測定するものです。S P I検査の能力検査は、問題に解答し、知的能力(言語力、計算量、一般常識など)をどれくらい身に着けているかを測定するものです。

※ 2次試験会場の美濃加茂市東図書館は、土地改良区連合事務所の東隣にあります。

5. 試験及び採用に関する注意事項

- 申込内容が不適切な場合や、文量が明らかに不十分な場合などは、審査の結果、受験不可とする場合があります。
- 書類選考通過者に、正式な1次試験案内文書を郵送し、その後、1次試験合格者に2次試験案内文書を郵送します。
- 受験資格がないこと、または申込書の記載事項に不正や偽りがあると判明したときは、合格を取り消します。また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。
- この受験に関して提出した書類等については、返却しませんのでご了承ください。

6. 最終合格者の決定から採用

- 2次試験の合格者が最終合格者となります。
採用予定日は、原則として令和8年4月1日となります。
- 最終合格者には、確約書の提出と合わせて前歴調査票（在職証明書添付）の提出をお願いすることになります。
- 記載した職歴等のうち、在職証明書が添付されているものが正式な職歴として認められることから、受験資格に関わることになるためご注意ください。

7. 給与等の概要

- 木曾川右岸用水土地改良区連合職員給与規程（美濃加茂市職員の給与に関する条例を準用）の定めるところにより支給されます。

試験区分	初任給（給料月額） ※ 地域手当3%を含む	学歴区分
高校卒業程度	193,640円	高校卒
大学卒業程度	226,600円	大学卒
民間企業等経験者	245,346円 ※ 社会人経験5年の目安の金額	

- 上記の給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が規定に基づき支給されます。
- 給料月額は、最終学歴及び社会人経験等の経歴によって加算されることがあります。（ただし、加算の上限があります。）
- 木曾川右岸用水土地改良区連合職員給与規程で準用する、美濃加茂市職員の給与に関する条例の改正等により、上記の初任給の金額が変更になる場合があります。

8. 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間

(3) 休暇の種類

年次有給休暇、病気休暇、各種の特別休暇（夏季休暇、結婚、出産、子の看護休暇、忌引など）

(4) 福利厚生

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）に加入します。

9. 木曾川右岸用水土地改良区連合の概要（参考）

木曾川右岸用水土地改良区連合は、昭和58年に当時の水資源開発公団（現独立行政法人水資源機構）が施設整備した、農業用水を受益地に供給するための施設を広域的に維持管理するための組織として、昭和55年に設立され、各揚水機場や支流の用水路、支線水路等の維持管理を行っている組織です。

この農業用水は、下呂市にある岩屋ダムを水源地として、その水は飛騨川を流下し、白川町の飛騨川右岸に設置されている白川取水口から取り入れ、幹線水路を自然流下して、途中、蜂屋調整池（美濃加茂市）や上飯田調整池（八百津町）を經由しながら、パイプラインによって受益地に農業用水を供給しています。

この農業用水の受益地である、美濃加茂市を中心に、坂祝町、川辺町、富加町、七宗町、八百津町及び関市の2市5町の土地改良区が当連合構成団体となり、主にこれら所属土地改良区の賦課金（負担金）により運営を行っています。

詳細については、当連合HP（<http://www.midorinetkisogawaugan.jp>）や、連合事務所に備え付けのパンフレット等でご確認ください。

【問合せ・申込書等提出先】

木曾川右岸用水土地改良区連合

（担当：渡邊・佐伯）

〒505-0027 美濃加茂市本郷町9丁目2番

☎ (0574)25-8731 Fax (0574)25-8917

e-mail ki-rengou1980-0611@gamma.ocn.ne.jp